

総務事業常任委員会会議録

令和5年6月16日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和5年6月16日（金）午前9時58分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	松井 匡仁
〃 副委員長	河瀬 成利
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	北村 孝
〃 委員	是枝 綾子
〃 委員	勝元由佳子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	秘書人事課長	中定 昭博
財政課長	岩佐 式人	危機管理課長	小倉由紀夫
住民部長	谷野 栄二	住民部次長兼生活環境課長	
住民課長	大谷 貴利		新城 正俊
税務課長	長谷川太志	産業まちづくり部長	村田 健次
産業建築課長	坂本 健三	土木課長	橋本 珍彦
会計管理者兼会計課長	春日 正人		
消 防 長	森下 孝之	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二
消防総務課長	森田 憲久	消防署長兼消防警防課長	下川 浩幸

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

委員長（松井匡仁議員）

おはようございます。

委員皆様方には、お忙しい中お集まりくださいます、誠にありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前9時58分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

なお、本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（松井匡仁議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、1番・河瀬成利委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

おはようございます。総務事業常任委員会付託案件についてのご審議を願うわけでございますけれど、早朝よりご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今日の新聞にも載ってますけれども、国のほうでは今国会での解散はないということで、個人的には堺市の市長選挙等々ありまして、暑い中の選挙戦がないということで、胸をなで下ろしております。

とはいっても、本町におかれましては、この議会を乗り越えらなありません。今日は4件ほどの案件ではございますけれども、真摯に答えながらしっかりとご審議願いますようお願いいたします。開会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にご苦労さんでございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

6月14日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行い

ます。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、発言者は、マイクのスイッチを押してから発言されますようお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

それでは、案件1 令和5年第2回忠岡町議会定例会付託案件についてを、議題といたします。

委員長（松井匡仁議員）

議案第20号 物品購入契約締結について（小型水槽付消防ポンプ自動車整備事業）を、担当課より説明を求めます。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

議案書の11ページをお願いいたします。議案第20号、物品購入契約について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、小型水槽付消防ポンプ自動車を購入するに当たり、制限つき一般競争入札を行った結果、本議案書のとおり物品購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号、及び議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、お手元にお配りしております議案第20号、消防署資料をご覧ください。今回の更新に係る消防ポンプ自動車は、管内における火災を初めとする各種災害において主力となる消防車両であり、緊急消防援助隊の車両としても登録しています。当該車両は平成18年に整備したもので、既に16年以上が経過しており、車体やポンプ部が経年劣化している状況です。

岸和田市との共同運用における出場件数の増加や、複雑多様化する災害への対応が求められる中、さらなる消防力の強化を図り、円滑な消防活動を実施するため、更新・整備するものでございます。

契約内容につきましては、契約金額は4,356万円。契約の相手方は、兵庫県三田市

テクノパーク 3 2 番地、株式会社モリタ関西支店。支店長、土居典生でございます。

艤装内容といたしましては、高性能で小型化した水ポンプ真空装置、機関員が容易に安全な操作ができる安全機能つきポンプ操作装置や、小型水槽 8 0 0 リットルを搭載、キャブ室内は資機材を積載できるハイルーフ型で、車両の両側面と後部面には収納シャッターを設け、車両後方には迅速に消火栓から給水ができる吸管巻き取り装置を搭載しています。車両装備品として、軽量化したチタン三連ばしご、消防ホース、空気呼吸器や特殊ノズル等を積載しています。

続きまして、裏面には根拠法令及び車両の外観イメージを掲載しております。また、車両の整備に当たる財源としまして、国の財政措置である緊急防災・減災事業債を活用するものでございます。なお、納車予定は 1 2 月頃を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この入札の結果についてなんですが、これは制限つき一般競争入札ということでしたが、指名登録されたという 2 2 社ですかね、ぐらいのたくさんある中で、応募というか応札してきたのが 2 社だけであったということで、そして落札率というんですかね、予定価格に対しての落札額が 9 6 % と、率がね、大変高いところで、2 社ということで競争があまり働かなかったのではないかというふうに思います。

で、なぜというところをちょっとお聞きしたら、遠くまでの被災地にやっぱり応援に行かないといけないということで、オートマチックシャーシ、オートマチックというところの分にすると、なかなかこれが年度内に確保できるというところが少ないというふうなことで、応札してきたところが少なかったということらしいんですけども、必要なものであり、財政負担の少ない緊防債を使ってということなので、3 割程度の町の負担でいけるとは言いますが、今後ね、やはりこの手の、もう 1 台ね、忠岡町の消防で持っている今度更新がね、やっぱり経過年数が 1 7 年来ているものもあるので、それも近々また更新の時期を迎えるというふうなことになった際に、また同じようなことが繰り返される。年度内で当初予算で予算が通って、すぐに入札しても、なかなか単年度、その 1 年以内にその消防自動車を納入できるというところが少ないというところがあると。取り合いになってるといいうところもあるということで、また次も同じような状況にならないだろうかということ

がありますので、単年度というんですかね、中での確保が難しいという今のこの業界ではこうなってるということ、ちょっと今後ね、もう近々また何年か先にはもう1台の分も入札でせなあかんとなったときに、同じことが繰り返されないように何かいい改善策というんですか、入札における改善策ということがないのかなというふうに思いますが、その点については、今後ね、ちょっともう1台そういったことがあった際にどう改善されるのであろうかというのは考えていらっしゃるでしょうか。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

議員おっしゃるように、結局入札、公告を4月7日から4月21日の間にしたところ、制限付きの一般競争入札というところで、本町に指名登録している業者が22社ほどあったところやったんですけども、結果、蓋を開けると2社しか応募してこなかったというところのございまして、議員にも以前説明させていただいたんですが、このコロナ禍の時期で原料費の高騰であるとか、また半導体の入荷不足というところ、車両の台数がやっぱり限られるというところのございまして、中でもオートマ車というところはかなり台数が少なかったというふう聞いてます。そのような事情ですね、2社しか入ってこなかったのかなというふうなところで考えてます。

ただ、今後そのコロナも5類に移行して、状況も変わってくるというふうなところが想定されますので、次、もう1台の消防車というのが令和7年を一応更新予定に考えてまして、その時点になるとですね、車両の業界もコロナも明けて2年というふうなところにたってきたら、シャーシの納品というふうなところも改善されてきてるんじゃないかなとは思っております。

ただ、現状のようになかなかシャーシが納車できないというふうな状況がありましたら、その辺は総務課さんや財政さんと協議しながらですね、購入の仕様書というふうなところの納品期限というふうなところも考えていかないといけないかなというふうには感じています。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

次が大体令和7年度辺りを予定されているということですので、まだ少し先ではありま

すけれど、同じような状況にならないという保証もやっぱりありますので、納品期限というところを工夫してするというのが対応策というふうにちょっとおっしゃっておられるので、これ2か年で納車するみたいな形という、そういう方法ということなんでしょうか。その納品期限というところでは。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

基本的に物品購入というようなところで、今回の場合は、緊急防災・減災事業債を使うというようなところがあるので、年度内の納品というようなところが基本かなというふうなところで考えてます。ただ、このような状況の中で、入ってくる業者さんが少ないというようなところが最初から分かっているのであれば、その辺の納期というようなところの1年、2年というようなところも考えていけないんかなというのは思っているんですけども、基本的に物品購入というようなところは1年で完結する必要があるんじゃないんかなとは思っているんですけど、またその更新する車両もかなり劣化が進んでるんで、複数年度になってくると、なかなかさらにその車両の状況というのが悪化することが予想されるんで、やはりなるだけ早めにその予算を上げた年度で納品してもらおうというのが一番理想やと思っています。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今回のこのいすゞフォワードのほうのポンプ車のこれをこっちに替えるという分については緊防債を使っているということなので、年度内ということで、これは仕方ないんですが、もう1台のほうは、緊防債の対象じゃないような消防車なので、その辺は納期のほうはもう少しちょっと考えられるんじゃないかというふうに思います。できるだけ本来の一般競争入札の効果が出るように、応札業者が多くの中でできるようにということで、また工夫していただきたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

答弁よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

工夫してくださいということで、よろしくお願いします。うなずいていらっしゃるの

で、はいということなんですか。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

分かりました。また、財政さんと協議しながら、また工夫していきたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

分かりました。他にご質疑ございますでしょうか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、この今回新たに購入したポンプ自動車なんですけど、大体おおむね17年ぐらいですかね、もつのが、耐用年数がね。ただ、岸和田と共同運用して出動回数が増えてるっておっしゃってるでしょう。ということは、今までよりも劣化が早いんじゃないかと思うんですけど、そこら辺は今までどおり17年もつと思ってるのか、やっぱりもうちょっと短めを見積もってるのか、この新車がどれぐらいもつと思ってるのか、そこを聞きたいんですけど。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

基本的に消防車というのは、更新は15年から20年ぐらいであると考えてます。各市町の消防車の使用状況というようなところでその年数というのは変わってくるというふうには思ってるんですけども、今回、岸和田市さんと共同運用する中で、やはり出動回数であるとかパトロールの件数というのは増加してます。そのようなことを考えながらですね、走行距離等も考慮して、その更新年数というようなところをもう少しちょっと短くさしてもらおうというようなところも考えていく必要があるとは思ってるんですが、現状15年から20年の期間の更新というようなところで考えています。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

若干短くはなるけども、そんなに大きくは変わらないという感じですよ。あとね、さっきおっしゃってた発注の部分なんですけど、私もこれはね、普通の物品購入とさっきお

っしゃってましたけど、いわゆる物品購入って既製品を買うというのが物品購入の一般的な概念なんでね、これって特注品で組み立ててというか、装備するじゃないですか。ほぼどっちかというたら工事に近い感覚やと思うんですよ。だから、7年度、次、車両更新とかでしょう。だから、次、そうやってお尻が決まってるんやったら、逆にそこから遡って2年とか、複数年度、手前で早めに発注して、複数年度でつくってもらおうとかするのが応札業者を増やす手やと思うんです。ただ、そこは逆に多分債務負担とかになってくると思うんですけど、それはやろうと思ったら多分できるんですよ、そこが分かれへんのですけど。複数年度で発注、納品してもらおうという。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

議員おっしゃるとおり可能でございます。債務負担行為を設定してというところであれば可能と。今、こういうような情勢にはなってますけれども、以前は消防自動車とか救急自動車の購入は1会計年度で大体納品というのはできておりましたので、今、ウクライナ情勢とか、課長おっしゃられてましたコロナの関係とかあって、そういう事情になってるというところもありますんで、実際、次発注する際にはですね、その辺、状況とかをよく鑑みた上で、議員おっしゃるような形で期限がかかってくるのであれば、そういった手というのも考慮して検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

手段的にできる方法があるんやから、そこは物品購入は基本単年度ですじゃなくて、できる方向で、より良い方向で考えていただきたいと思います。

あと1個ね、納車、今聞いたら12月頃の予定っておっしゃってたんですけど、この間全協のときやったか、11月と多分おっしゃってたと思うんですけど、1か月延びた、私が聞き間違いですか。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

12月と答弁させていただいたと思います。

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい、そしたら私の間違いですね。12月ですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続いて、討論を行います。討論ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

これにて討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第20号 物品購入契約締結について（小型水槽付消防ポンプ自動車整備事業）を原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第28号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

議案書41ページをお願いいたします。忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、説明いたします。併せてお配りしております資料、議案第28号秘書人事課資料1をお願いいたします。

条例改正の背景でございます。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられ

たことにより、本条例を改正するものでございます。

改正内容でございます。令和2年から新型コロナウイルス感染症が2類に位置づけられたことに伴って特例支給しておりました防疫等作業手当の規定を廃止するものでございます。

廃止される特殊勤務手当及び根拠法令については、以下にお示しのとおりでございます。本特例支給の対象となった防疫等作業につきましても、2年9か月で延べ572名、金額にして178万円、1人単価としますと3,111円の支給となっております。

なお、秘書人事課資料2は新旧対照表をご用意させていただいております。後ほどご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。説明は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この条例改正の対象となっておられた職員の職種は、消防署の職員の方だけでしょうか。という点と、あとその影響人数、影響額というのをお聞きしましたけれども、金額以外で、影響ですね、廃止されるということによって、そのほか何か影響はございますでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

特段、条例上で消防職員を対象としているわけではございませんが、実質消防職員が対象となっております。

それから、職員の手当の廃止ですので、ほかに影響するものはないと考えております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

5類になったとはいえ、感染力の強さとか、健康に影響とかは変わらないわけでありまして、最近また第9波かなというぐらいちょっと感染が広がっているような、そういう傾向も見られるようなところに来ておりますけれども、実際に直接このような5類でありますけれども、こういう疑いのある方とか、自宅療養してる感染者を救急搬送しなければいけないという、こういうケースというものが出てきた際に、今までと同じような防護服であったり対応ということをされているのか、それとも2類から5類になったから5類の扱いという緩和された対応になっているのか、その辺りはどうなっているのでしょうか。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

5類になったというようなどころなんですけど、実際のところ、現場活動する上で感染対策というのは何ら変わってないというような状況です。これっていうのは、大阪府であるとか泉州MC協議会、こちらのほうの通達を基に実施してまして、基本的なコロナ患者に対する対応というようなどは以前とは変わってないというような状況です。ただ、C P Aで心肺停止の状況になったときに、人工呼吸をする上での一部その手技というようなところは、若干変更はされているところです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

詳しいところまでは、ちょっとお聞きはまた別途したいと思っておりますけれども、対応については感染対策は今までどおりやって、感染しないようにということで、ただ、特殊勤務手当だけがなくなるということだというふうに理解してよろしいでしょうか。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。また今後ね、変異ですね、コロナウイルスが変異をしていくということで、新しくまたそういう変異株が見つかって、またといったときには、また同じようにこういった特殊勤務手当ということが出てくる可能性もあるとは思いますが、それはまた国のほうで通達ということで従ってされるかと思いますが、感染対策、きっちりやっていただきたいと思います。

あと参考までに、これまでそういうコロナウイルスの感染の疑いとか、感染された方ということのを救急搬送された件数というのは、これまで何件ぐらいあったんでしょうか。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

年度別に言いますと、令和2年度からスタートしたというところなんですけど、令和2年度で3件、令和3年度で71件、令和4年度で139件、で、令和5年度なんですけど、5月31日現在で7件といった状況です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。結構令和4年度が多かったということと、あと岸和田との共同システムの運用ということで、忠岡町民のところだけを運ぶわけではないということなので、岸和田の方も含めてということの数字でありますよね、これね。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

岸和田に出動した岸和田市内の患者も含めてというようなところになります。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。分かりました。すみません。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

感染対策をきっちりやっていただいで、職員が感染しないようにということで気をつけていただきたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと予算書を確認してきてなくて申し訳ないんですけど、これ、今年度の5月7日をもって変わるというところで、当初予算のところではどういう措置というか、になってたんですかね。ごめんなさい、確認してなくて申し訳ないです。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

当初予算の段階ではまだ支給の対象になっておりますので、本改正をもってということになります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、多分当初予算は長めというか、多めに取ってたと思うんですけど、こうやって一旦切って、余った分とかってどういうふうにするとかって、もう戻して、あとはがらがらぼんで何かに使うという形ですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

人件費その他も含めてなんですけど、人事院勧告のときに補正予算しますので、そのと

きにこういう支給されないものを含めても減額する措置を同時に行っていくところがございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。議案第28号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第29号 町税条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

議案書の45ページをお願いします。議案第29号、町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

続いて、47ページをお願いします。本件は、令和5年度税制改正に基づき、町税条例を一部改正したもので、こちらは改正条例の改め分でございます。

続いて、お配りしております議案第29号税務課資料1をご覧ください。本件は、令和

4年4月の改正道路交通法により電動キックボード等が原動機付自転車のうち特定小型原動機付自転車として定義されました。三輪以上で特定小型原動機付自転車の定義に該当する場合は、令和6年度課税分よりミニカー税率区分から除くこととし、原動機付自転車の税率区分2,000円に移行します。なお、二輪のもので特定小型原動機付自転車の定義に該当する場合は、これまでどおり原動機付自転車の税率区分2,000円となります。また、改正部分の新旧対照表を税務課資料2としてお配りしておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっとすみません、この内容がよく分かりにくいので、確認というか教えてほしいんですけど、これ、道路交通法が改正されたのは去年度ですよ。で、特定小型原動機付自転車に定義し直されたんですけど、この地方税法がこうやって施行規則を改正されたのはいつというか、今回、今年度何か改正されて、条例改正なんですか。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

条例改正で7月1日施行ということになっておりますので、そのようにさせてもらいました。

委員（勝元由佳子議員）

意味分からのやけど。

税務課（長谷川太志課長）

すみません。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

税条例に基づき、7月1日からの施行で、来年度から実施ということでさせてもらって

おります。

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい、委員長。

委員長（松井匡仁議員）

言うてる意味分かる。

委員（勝元由佳子議員）

全然分からない。

委員長（松井匡仁議員）。

長谷川課長だけが分かってないんやと。ちょっとどなたか。

委員（勝元由佳子議員）

代わりに部長でも答えてもらえます。

税務課（長谷川太志課長）

すみません。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

令和5年度の改正となっております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

もう1回確認です。道路交通法の改正は去年度で、それに遅れて地方税法の施行規則は今年度、今回新たに税制改正されたということですか。道路交通法の改正と一致してないから、そのずれがどうなっているか、聞いてるんですよ。

税務課（長谷川太志課長）

すみません。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

7月1日に特定小型原動機付自転車の運行が新たにちょっと始まることになりまして、それに合わせての税制改正ということになっております。

委員（勝元由佳子議員）

違う。部長、代わりに答えてもらえます。どなたか。施行は分かっているんです。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと法施行日は確認して、また後ほど報告させていただきます。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、この今回新たにあれでしょう、3,700円の除外に、道路運送車両の保安基準13号の6に規定する特定小型原動機付自転車が除かれて2,000円になってるんでしょう。従前はこれ、何やったんですか。この改正になる前はどうなってたんですか。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

ミニカーの登録の3,700円ということになります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、もともこの改正前の41条の1項のエに入ってたということでもいいんですか。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

改正による影響は特になしって書いてるんですけど、3,700円が2,000円に変わるんですよね。影響あるのと違うんですか、支払額変わるから。別にマイナスの影響じゃないですけど、持ってる方にしたら金額変わるのと違うんですか。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

ミニカー区分でキックボードの登録が現在ございませんので、そのような形でさせてもらいました。影響なしということで。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それは今たまたま0人やからですけど、持った方には影響ありますよね、持ってる方には、今後持った方には。そういう意味ですか。たまたま従前から持ってる人がいてへんから、改正の影響がないという意味ですよ、言うてみたらね。言うてる意味、通じてますか。

住民部（谷野 栄二部長）

すみません。ちょっとミニカーといいますのは、こういった電動キックボードが出る前からですね、超小型の原動機付自転車です。屋根がついたりする三輪車とか四輪車とかいうのがございまして、それについては一般の原動機付自転車税率2,000円に比べ3,700円と少し余分に、車に近いように余分に頂いていたというところなんですね。

今回、電動キックボードというものが世の中に出てまいりまして、それが道路交通法上位置づけられたということもございまして、その三輪車、四輪車の従来ミニカーと呼ばれていたもの、それが電動の動力の小さいものについては、原付と同じ2,000円にしますよといった改正になります。

で、今、課長が答弁したのは、本町ではそのミニカーの登録がなかったの、本町の今、住民に関しては影響がなかったというところの答弁でございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。あと1点、委員長、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

議案の中身そのものではないんですけど、この29号と、あともうおとついで採決してしまったんですけどね、22号、同じ町税条例の一部改正あるでしょう。議案の説明資料なんですけどね、これどちらもね、ちょっと正直ね、条例改正の内容と法改正の内容をごっちゃで書いてはりますでしょう。見てて、ちょっと分かれへんので、今後、改正内容を説明するんやったら、法改正はこれで、それに付随して条例改正の内容はこれですって、ちゃんと分かるように書いていただきたいんです。今回の資料、22号もそうですけど、これ、法改正の内容ですよ、多分ね。条例改正の内容じゃなくて。だから、説明資料としてもうちよつとちゃんと書いてくださいというお願いです。答弁、一応していただけるんやったら。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

資料につきましては、そのような形でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員（勝元由佳子議員）

お願ひします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

道路交通法上のこの電動キックボードのことは、また担当の部署のところにお聞きするということで、今回、税というところだけでちょっとお聞きしたいんですけども、これまで電動キックボード等ということで、ナンバープレートをつけて公道を走っている電動キックボード、2,000円か何か原付扱いで走ってるという、そういうのはあったんですか。存在してたんですか、すみません、存在そのものが。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

本町では、キックボードの登録についてはございませんでしたので。世の中にはあると思いますんで、本町にはありませんでした。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なかったということで、今度から登録がされてくるであろうと、厳密に公道を走る際は時速30キロ以上で走るのはちゃんとナンバープレートをつけてということは、忠岡町は税金を取るということで、それは免許が必要なもので、だから2,000円払っていただくと。これは何の扱いなんかがちょっと分かりませんが、電動キックボード等ということで。もう1つは、何か20キロ以下で走る、免許が要らないですね、で、16歳以上でないとか、全部電動キックボードは。だから小学生、中学生が乗ってるのもうあかんということになるんじゃないかと思いますが、それは2,000円要るんでしょうかね。特定小型電動キックボードの何かそれ。それは。

税務課（長谷川太志課長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

そのとおりで、2,000円の課税になります。

委員（是枝綾子議員）

2,000円の課税になると。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。そしたら、20キロ以下で免許は要らないけれども、走れる電動キックボードは、ちゃんといろいろ装備もつけないといけないけれども、公道を走れると。で、2,000円も払ってもらおうということになると。今までそういうのは登録がなかったから0円だったんでしょうけども、きちんと税金を払っていただくということになると。

もう1つは、何か6キロ以下のろのろと走る、そういうキックボードがあるそうなん

ですが、それはナンバープレートが要らなくてお金も取らないという部類ですかね、すみません。何か3つに分かれてるらしいんですけど、テレビで言うてました。それは対象になるんでしょうかということで、課税の。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

すみません、特定小型原動機付自転車の一応定義というものがございまして、電動機の定格出力が0.6キロワット以下、長さが1.9メートル、幅が0.6メートル以下、最高速度が時速20キロ以下のものを定義されておりますんで、是枝議員おっしゃってたそのキックボードというのは、この定義に該当しておれば課税の対象になるということになります。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。そしたら、もうこれから電動キックボード、大概の分はちゃんと登録もしていただいて、ナンバープレートもつけてもらって、2,000円も払ってもらおうと、来年度から。ということになるというふうに認識していいのでしょうか。まあ、物にもよりますけれども。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

委員仰せのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

すみません。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

原付の場合はナンバープレートついてますよね。

税務課（長谷川太志課長）

ついてます。

委員（北村 孝議員）

当然、どういう手順か分からへん、町のほうに報告というか、あれがあつて、町のほうから税金の徴収というか納付書を送る。これはナンバープレートないでしょう、キックボードというのは。あるの。その手順な。だから、そういう陸運局、車やったら陸運局からいろいろ町のほうにそういう通知というか、Aさんはこの車を所有してますよということで税金が発生するんやろうけど、本人申請ではないんですか。その辺分かりませんか。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

本人からの申請ということになります。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

そしたら、免れることもできるんですよね。恐らくこれ、販売してるところが義務づけられてるんやろな、多分ね。でないとな、登録。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

登録なしに道路を走るということはあり得ないので、それで。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川君、大体の答弁じゃなくて、分からんかったら調べて答弁してください。あり得ないと思いますとか、そういう答弁、これ全部残りますのでね。また調べて再度ご返事してください。

税務課（長谷川太志課長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員、よろしいですか。

委員（北村 孝議員）

結構です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

改正による影響というのは、だからやっぱりあるわけなんですね。今までそういった対象はなかったけど、今後そういうのが出てくるということで、2,000円払わなくてよかった人が払うということになるということで、影響は出てくるんじゃないでしょうかと。影響なしと書いてあるんですけど。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

これからキックボードの登録されて、公道を走られる場合は、当然2,000円のほうですね、徴収のほうさせてもらって、影響のほうは出るとっております。

委員（是枝綾子議員）

すみません、ちょっと聞き方がね。聞き方が悪くて。

委員長（松井匡仁議員）

委員の皆さん、これね、担当課長、ちょっと把握できていないといいますか、もうちょっと勉強せんと皆さんの質問に答えれないと思います。で、全員協議会の際にでもですね、もう一度すみません、これね、ナンバープレートをつけるとなりましたらね、車体番号なんかも控えらなあかん。そんなんがついてる、ついてないも含めて、もう少しちょっとですね、詳しく調べていただいた上でですね、再度何らかの形で質問を受けるようにしたいんですが、今のままですと、多分答弁されてもね、ちゃんとした答弁にならない可能性がありますので、委員の皆さん、いかがでしょうか。

局長、そういうのはまずいでしょうか。

議会事務局（柏原憲一局長）

一応ここで採決しますので。

委員長（松井匡仁議員）

ああ、採決が要るんか。

議会事務局（柏原憲一局長）

補足で説明されるのはいいですが、一応採決をせなあかんので。

委員長（松井匡仁議員）

少し休憩を挟んでよろしいでしょうかね、委員の皆さん。

長谷川課長、すみません、谷野部長、少し休憩を挟みます。そこでちょっとある程度、今皆さんから質問いただいたことを調べていただきまして、再度答弁お願いできますでしょうか。

すみません。それでは、11時まで休憩させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（「午前10時44分」休憩）

委員長（松井匡仁議員）

それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

（「午前10時58分」再開）

委員長（松井匡仁議員）

先ほど質問のありました二、三点、6キロ以下であるとか、ナンバープレートが必要であるとか、そういった点の答弁を再度お願いできますでしょうか。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

答弁が混乱いたしまして大変申し訳ございません。

この法律はですね、前回のマンション等で税制改正を行いました令和4年度法律第32号ということで、令和4年度法改正によって法改正が行われております。その施行日が、附則により令和5年7月1日ということになってございまして、これに合わせて本町の税条例の改正を行うということになった次第でございます。

これまではですね、この電動キックボードという定義がございませんでしたので、その電動キックボードのような形のものであったりとか、一定の原動の能力以上のものにつきましては、原動機付自転車、今、原付のナンバープレート、もしくは三輪もしくは四輪のものにつきましてはミニカーという扱いになってございまして、そちらのナンバープレ-

トをつけるということになっておったところですね、今回、この電動キックボードというところの項目ができましたので、新しいナンバープレートをつけることになるんですけども、それはまだ形が決まってないということで、求めがありましたら、今、原動機付自転車につけてるナンバープレートを渡すということになっております。それは様式がですね、国・府のほうから連絡があり次第、作成をするということになっているようでございます。

それと、課税につきましてですけども、今、7月1日以降、電動キックボードを取得された方ですね、本町の税の窓口に来まして申告をすれば、ナンバープレートを渡します。今、専用のプレートがないんで、先ほど申し上げましたとおり、原付用のナンバープレートを渡すこととなります。課税につきましては、来年度の課税となります。4月1日時点で登録のある方に関して納付書を送るという形になりますので、実際お支払いいただくのは来年の5月か6月か、そうした時期となります。

説明につきましては、以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。委員皆さん、よろしいでしょうか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと今のナンバープレート関係、登録のところでお聞きしたいんですけど、そもそもその登録ですよ。ナンバープレートを配布するのは忠岡町かもしれないんですけど、その登録事務手続き自体は、もう忠岡町で全部やって、登録したら、そこで窓口でナンバープレートを配布するのか、それともお店で買ったときに登録事務をやるのか、どういう手続になるんですか。この人がこの原付の小型のやつを持ってまっせという所有者の登録ですよ。

住民部（谷野栄二部長）

はい、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この電動キックボードにつきましては、16歳以上の者にしか販売できないということになっておまして、これにつきましては販売店が責任を持ってそのところは確認をするということでございます。

ナンバープレートの交付につきましては、ご本人が来られるのか販売店の方が代理で来られるのか、それは両方あるかと思えますけども、基本的には税の窓口で受付をして、発行するという形になります。以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そしたら、あれですか、もう乗る前にというか、その買った人ですよね。持ち主さんの手に渡る前に、ナンバープレートをつけて渡すということですか。そこなんです。結局ね、登録してない無登録というか、のこういうキックボードが走ってたら免除になってまうでしょう。そこをどう管理するかのところを聞いてるんです。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと販売店に確認してないんですが、基本的には原付のバイクを販売するのと同じことやと思うんですよ。当然ながら、製造したときにはナンバープレートはついてないですから、そのものを購入されたら販売店のほうで手配するのか、もしくは個人で申告して自分で取り付けるのか、それは両方あるかと思えますけども、基本的にはそういう理解かなというふうに思います。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、その、もしつけてない無登録のキックボードの人がいたとして、それはどこが取り締まるじゃないですけど、道交法の警察、忠岡町になるんですか。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

税の登録がないことに関しては忠岡町の管轄になりますけども、公道を走る分につきましては警察、道路交通法上の問題かと思えます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、討論を終結し、採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第29号 町税条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井 匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第30号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）についてを、本常任委員会に係る部分についてのみ担当課より説明を求めます。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

議案第30号、令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明させていただきます。なお、今回は総務事業常任委員会に関するもののみご説明申し上げます。議案書の49ページをご覧ください。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,222万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億474万9,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。第2条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正によるものでございます。52ページをよろしく願います。第2表債務負担行為補正をご覧ください。債務負担行為の追加でございます。事項は、集配金業務委託で、期間は令和6年度としており、限度額は66万円とするものでございます。本業務は、会計課と指定金融機関間の現金輸送業務で、本町は毎年10月1日付で当番行が交代することになっており、本業務の契約期間についても年度をまたぐ1年間となることから、債務負担行為を設定するものでございます。

54ページをお願いいたします。歳入で第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金で、補正額1億5,928万3,000円のうち総務事業に関するものでは、デジタル田園都市国家構想交付金665万1,000円、マイナポイント事業費補助金428万2,000円でございます。

次ページをお願いいたします。第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金で、補正額6,967万6,000円でございます。続いて、下段、第20款 諸収入、第4項、第1目 雑入で、補正額450万円は、コミュニティ助成事業補助金でございます。

56ページをお願いいたします。歳出でございます。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第9目 電子計算費で、補正額1,406万9,000円は各種証明書等コンビニ交付サービス導入事業ほかでございます。うちコンビニ交付サービス及び電子申請システム導入に係る経費については、デジタル田園都市国家構想交付金が2分の1交付されません。コンビニ交付サービスについては、令和6年3月運用開始を予定しております。

第11目 企画費で、補正額6万2,000円は、マイナポイント推進事業の延長により必要となる事務用消耗品代でございます。第12目 災害対策費で、補正額211万3,000円は、防災資機材整備事業で、地域防災組織育成のコミュニティ助成事業を活用し、各地区自治会にポータブル電源などを配備するもので、財源として一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業コミュニティ助成事業補助金が200万円を上限として全額交付されます。

次ページに移りまして、第13目 自治連絡費で、補正額250万円は、一般コミュニティ助成事業補助金で、青空自治振興協議会の掲示板の新調に対し補助金を交付するもので、財源は先ほどと同じく一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業コミュニティ助成事業補助金が全額交付されます。

58ページに参りまして、第2項 徴税费、第1目 税務総務費で、補正額6万円は、コンビニ証明書発行機能利用手数料ほかでございます。第3項、第1目 戸籍住民基本台帳費で、補正額9万円は、コンビニ証明書発行機能利用手数料ほかでございます。

62ページをお願い申し上げます。第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、第4目 交通安全対策費で、補正額122万4,000円は、自転車用ヘルメット購入費補助金でございます。

説明は以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと議案資料のほうのね、30号の資料の7ページの説明のナンバー1のところのコンビニ交付サービス導入事業のところなんですけど、ここ、委託料と負担金補助及び交付金の2つだけしか上がってないんですけど、議案書の58ページに手数料とかありますでしょう。ほかのコンビニ発行手数料とかコンビニのうんちやらかんちゃらとか。ここら辺の手数は入ってない、含まれてないんですか。別の事業費ですか。ちょっと確認です。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

手数料等でございますが、補正予算の住民基本台帳費等に記載されております金額のほうに記載させていただいております。デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱に基づくものにつきましては、この金額で出させていただきます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません。この議案書の資料でいったら上がってるか、それ確認したいんですけど。ごめんなさい。議案書のほうは載ってるんで、説明資料のほう、入ってますか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

説明資料のほうは記載はしてございません。

委員（勝元由佳子議員）

ああ、なしね。分かりました。あと、委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、この自治会関係の宝くじの助成の分、当たってて、250万と200万かあるんですけど、これっていつ頃から申請してたか、ちょっと教えてほしいんですけど。申請しましたよね。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

ちょっと申請時の正確なところ、また調べさせていただきますが、もう随分、申請のほうは毎年毎年、各地区順番にさせていただきます。

委員（勝元由佳子議員）

はい、分かりました。じゃあまた分かったら教えてください。

あと、委員長、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、ちょっと直接財源とはあれなんですけど、関係ないんですけど、マイナポイント事業なんですけどね。最近マイナポイント、マイナンバーカードですね。あの関連で結構何か不手際といいますかトラブル多いじゃないですか。で、どこやったか、平塚市か。結構日本の中でも一部自治体はね、脱退じゃないですけど、ちょっとマイナンバーの利用というか、ちょっと見合わせてる自治体も出てきてたりするでしょう。忠岡町はそこら辺はどうお考えなのか。このまま国の施策にのっとって、ずっと推進していくのか、やっぱり一部自治体みたいにちょっと考えようかという考えがあるのか、そこら辺、教えていただけますか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

議員仰せのとおり近隣でいろいろ問題が出ているところでございます。本町におきましては当然国の指導、いろいろ指導まいっております。それにも基づきまして近隣、いろいろな状況も勘案しまして、また今後考えていく必要があるかなと考えてはございますが、とりわけコンビニ交付等で他人の住民票が出てくるとか、いろんな問題がありますけども、本町の場合、一応国の要綱にのっとりまして、それぞれ申請にしっかりと指導するというところでございますので、現状、今の状況で進んでいく形かなと考えてございます。

が、また問題が出た段階で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

国の施策にのっかってほとんどやってるんですけど、やっぱりそうやって一部にこれおかしいんじゃないかみたいな自治体も出てきてるところを見ると、みんな、周りがやるからええやろうじゃなくて、やっぱり忠岡町も独自で考えていただけたらと思います。

結構です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

56ページの総務管理費の電子計算費のところなんですが、ちょっと2つの、そのことが一緒にちょっと書いてあるので。でも、違うものなんですけれども、まずは電子申請システム、L o G o フォームというところの分は、窓口に行かなくても家でもスマホでもいろんな手続、申請できるという。それはまたそれで、あとコンビニ交付の分はコンビニ交付で、また別のもので、税の証明書ね、課税証明書とか住民票を取ったりとかいうことの、それぞれのもので、ここに出てきている関連のものですね。ここずっと。分かりやすい分で言うと、先に、コンビニで交付が受けられる分というのは、その関連している支出は、このADPデータ送信サービス使用料とか自治体基盤クラウドシステム運営、どれが関係していますかね。すみません。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

この議案書のほうで見ていきますと、コンビニ交付テスト用手数料9,000円、これは間もなく始まる、この議会が終わりましたら予定しておりますが、コンビニとの交信の実験料でございます。

それと、コンビニ交付用のシステム導入事業委託料というのがあるんですけども、こちらの金額で1,178万1,000円の方でございます。

それと、下の段で、負担金のほうでございます自治体基盤クラウドシステム運営負担金の2万9,000円でございます、これはコンビニ交付、3月から予定してございますので、1か月分の、これはいわゆるJ-LISですね。J-LISの通信費の1か月分、2万9,000円でさせていただきますので、この分。以上3つが該当してございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。コンビニ交付用の分については、国のデジタル国家田園都市何とか構想交付金というもので、2分の1ということなんですが、住民にとっては利便性の向上ということで、それはそれでいいのですけれども、これは一旦導入したら負担金、J-LISに毎年、そして報酬ね、委託料からいろいろちょっとね、ランニングコストもかなりかかってくるのですけれども、それはどのぐらいかかるものなんでしょうか。これを一旦導入したら、もうやめるということはできないので。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

一応こちらの18にありますこの2万9,000円ですね。このJ-LISの接続の手数料といいますか交付金になってございますが、この2万9,000円掛ける12か月分という形が基本的な経費となってございます。

そのほか、コンビニ交付の場合は、1通につつままして自治体クラウドシステムの利用料というのがございまして、これが1件当たりの金額と、それとコンビニに対します、コンビニですので各社さん、お店ごとですけども、その手数料が負担することになるということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら自治体基盤クラウドシステム、J-LISがこれを持っておるんですけど、そのJ-LISに1件180円払うというものも発生してくると。利用者が全国どこのコンビニでも取れるということですので、それで、そのコンビニに対して、北海道で取れば北海道のコンビニに払うと。事務手続もやっぱり発生してくるということで、それで、それ以外にもこっちの、先ほども出てた税のほうのね、これ、コンビニで証明書を発行したら何かそれなりの、何かこっちのほうもまた要るんじゃないんでしょうかね。これが、住民基本台帳のほうもそうですね。

ということで、一体今後ランニングコスト、どのぐらい要るのかしら。そしてどのぐらいの需要がね。以前ね、私たちじゃないんですけど、違う議員の方がこれを求めたときに、利用するのがそんなにないであろうということと、導入費用がものすごくかかると、ランニングコストもかかるということ、しませんというふうにおっしゃっておられたんですけども、今回、2分の1、デジタル田園都市構想の交付金が出るからということで、2分の1出るからということでしたけど、そのランニングコストに対しては何か保守とか点検委託料とか、そんなんは国は何か見てくれはるんでしょうかね。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

基本的にいわゆる機器関係の、いわゆるランニングコスト的なものは生じません。あるのは先ほどのJ-LISと、BCLの利用料ですね。180円。それとコンビニの利用手数料というものでございますので、こちらのほうはかかりますので、そのほかの何かかかるものというのは現状のところ特にはございません。

委員（是枝綾子議員）

いいですか。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今後、どういうふうにね、実際に運用してきたらどのぐらいの方が利用されるかというのは、ちょっとまだ未知数でありますけれども、分かりました。

あともう1点の電子申請システム、L o G oフォームのほうなんですけれども、これがこのADPデータ送信サービス使用料という、こっちに関係するんですか、そしたら。すみません、電子申請システムのほうがADPの何かデータ送信云々かんぬんという。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

これにつきましては、年額なんですけども、136万5,000円ということで、これにつきましても別に回線手数料的なものは生じてございません。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この電子申請というところで、ちょっと不安な点というところがね、外部からそういう申請をする。で、それがどこに来るか。忠岡町なんでしょうけども、LGWANとこのLOGOフォームのところと連携しているということなんですけども、閉鎖されているネットワークの中だけの話ということになるんですね。すみません。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

このいわゆる電子申請サービス事業なんですけども、そもそも大阪府の共同調達事業ということで、LGWANとインターネット回線、どちらからでも使用できるということで、府のほうがいわゆるウイルス対策的なところはとっておきまして、そこに各自治体が乗っかっていくという形で、いわゆる共同調達の一種でございます。で、各皆さん、それからそれぞれ手元の携帯電話、パソコンから接続しまして、その回線でうちのほうに専用回線で今度返ってくるという形でございますので。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

気になるのは、情報が漏洩したりとか外部から侵入されたりということがないだろうか。それぞれの住民の方のスマホなりパソコンから入るので、いろいろなそういう心配、危険性というのが高まる、リスクが増えるというところですが、閉鎖されているところから絶対そこは大丈夫ですかという、そのことをちょっと確認してるんですけども、LGWANとか、そこに侵入されたら困るわけですよ。で、ということなんで、そこ

はさっき府の共同調達でネット回線と何か閉鎖されたところと2つあるっておっしゃられたんですけども、大丈夫なんですかというところをちょっと確認したいんですが。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

これにつきましては府のほうがり、とりあえずですけども、府のほうがりしっかりとネットワークでウイルス回線チェックとかかけてございまして、それを我々も加味した上で選択のほう、させていただいてございまして。府内の25を超える自治体がそろそろ参加してございまして、最終的にはかなりの自治体が参入してくるものと考えてございまして。

委員（是枝綾子議員）

よく分からんけど。はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

細かい話は、ですが、大阪府が全責任を負うということなので大丈夫だと、何かあったら大阪府のほうですという、そういうことなんですか。すみません。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

全て大阪府でと言えるのかどうかというのは、ちょっとこれは分かりません。ただ、このシステムは府が構築して、ソフトを組んで、当然契約も、事業契約とかそういうものも全部府が一元で実施してございまして、我々もその府の回線を安全な回線だということで利用させていただくということでございまして、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう1点は、ちょっと気になるのが自治体クラウド、ここに出てるのはまたJ-LISの分の基盤のクラウドシステムのほうですけど、自治体クラウド、忠岡町そのもののデー

タをどっか、クラウドね、高石市とか田尻町と一緒に持っている、そこはそこで存在はしている。そことここの関係というのはどう結びついているんでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

いわゆる窓口オンライン申請サービスと、いわゆる住民情報系のネットワークですね。

これは一切接続はなりませんので、そこは全く問題ございません。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その忠岡町本来の自治体クラウドとは全く切断された状態であるということなんですね。こちらの自治体基盤クラウドシステムのほうであるとか電子申請システムのL o G o フォームというのは全く別のものと、回線も違うということで理解していいでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

議員おっしゃるとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

利用するということで、同じようなシステムをまたもう1個つくるようなもので、大変ちょっとね、お金をまたかけてということになるんでしょうけど、分かりました。ちょっとなかなか複雑になってきて、理解がちょっとしにくくなってきてるんで、また細かいことは個別にお聞きしたいと思います。分かりました。

ということで、あと、次いいでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

すみません、56ページの災害対策費のところの防災資機材購入費というところで、各地区にポータブル電源を配置するという、ちょっと説明を以前どこかで聞いてるんですけども、どのようなものを何個ずつぐらいという内訳をちょっと教えていただきたいと思っています。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

今回、各地区に配置するものですが、主に蓄電池もしくは発電機といったものを整備する予定としております。台数ですが、希望する自治会側が欲しいと言っている蓄電池の容量にもよるんですが、基本、大きなやつを各地区に1台ずつ整備すると。それで、一部だけポータブル電源、いわゆる蓄電池、発電機以外のものを希望されてるところがありますので、そこについては別途違うものを整備する予定でおります。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

各地区に、希望する蓄電池の大きなものって、そのイメージ湧かないので、市販されているそういうポータブルの持ち運びできるものではなく、もっと大きなものというか、集会所等に置くようなものなんでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

すみません。説明がまずかったかなと思います。おおよその話でさせてもらいますと、大きいやつであれば大体1,000ワットぐらいの家電製品を動かすことができると。小さいやつであれば600か700ぐらいで稼働させることができると。大きいやつであれば、パンフレットからの数字ですが、携帯電話、大体80台以上は充電できるのかなと。小さいやつで50台程度と、そういったものを今回整備する予定でおります。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。ポータブル蓄電池ということでもいいですね。備えつけのものでなくということですね。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

持ち運びできる大きさでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

続けていきます。あとですね。すみません、62ページのところの土木費、道路橋梁費の交通安全対策費のところ、自転車用ヘルメットの購入費補助金ということで122万4,000円ね、補正を組んでいただいてありがとうございます。4月の時点でもう当初予定していた予算を超える申請があったということで、「今、受付ストップしています」ってホームページでもちょっと書いてあるんですけども、これは大体何人分に相当して、いつから申請、再開していただけるのでしょうか。

産業建築課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本健三課長）

予算が可決されればホームページに周知させていただいて、再開させていただく予定をしております。人数ですけども、高齢者用が360人分、子ども用が72人分で、合計122万4,000円上げさせていただいています。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。高齢者360人分ということで、この1年間、大体その人数で

いけるということで組んでいただいていると思いますけれども、何せ、その再開されたというホームページ上だけでなく、広報等でもお知らせはされるんですね、もちろん。

産業建築課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本健三課長）

はい。広報でも予定はしておりますけども、広報とホームページでは若干差が出ますので、まずはホームページ、LINEを使わしていただいで周知はさせていただこうと思っております。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

じゃあ一旦。

他に、ご質疑ございますでしょうか。北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、是枝委員の今の自転車用ヘルメット購入補助金ですけど、これ既に締め切られた後に申込み、申請に来られた方があると思うんですけど、この方は当然つかんではるようなことも聞いてますので、この方は優先で、それでどういう手続でこの方たちに連絡するかというところをちょっと教えてもらえますか。

産業建築課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本健三課長）

予算がなくなってから何名かは住所等を聞いておる住民さんもございます。当然その住民さんをまず先に周知させていただきながら、当然ホームページ等とも周知させていただきますので、漏れることはないと考えております。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

ちなみに、何人ぐらいか分かりますか。

産業建築課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本健三課長）

詳しい数までは分からないんですけども、ざっと、15名から20名ぐらいお聞きしていると聞いております。

委員（北村 孝議員）

委員長、すみません。

産業建築課（坂本健三課長）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

その方は、締め切られてからの方はもうつかんでるということでもいいですね。はい、結構です。すみません。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません。ちょっと私も同じくヘルメットの補助金なんですけど、今、周知の仕方が可決後、先にホームページ、LINE、まあ言うたらネットを使ってですよ。で、追って広報っておっしゃってたんですけど、多分これ、応募多いから4月の時点でも締め切ってたわけでしょう、多分。やったらその先着順というか、情報を入手しやすい人、しにくい人で不公平が出るということを考えたら、先に広報で全世帯に、まあ言うたらお年寄りとかネットを使わない人にも周知して、後で、補足じゃないですけど、ホームページ、LINEのほうが本来じゃないかなと思うんですけど、公平性の点でちょっとどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

産業建築課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本健三課長）

今回、高齢者用360名分と子ども72人分、上げさせていただいてますけども、これ、360人と72人分、埋まるとは当然思っておりませんので、予算が余ると思っておりますので、公平、不公平というのは、必ず全員申請された方に当たると思っております

ので、よろしくお願いたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

でも、そこら辺は漏れないとか、後から知って損したわという人が出ないようには確実にしていただけてると思っていいんですか。

産業建築課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本健三課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、さっきのポータブル電源のところなんですけど、私、これ、一律ね、町が同じものを買って同じものを全自治会さんに配布するんやと思ってたんですけど、さっきの答弁お伺いしてたら、何か大型の発電機、希望してるところと、別のタイプを希望してるところとあって、多分何か自治会ごとに希望してるものが違うみたいなことをおっしゃってたんですけど、何かそれやったら配布する金額的にも、仕様というか機種のにも人口の、各自治会さんの人口比率的な差はのけても、何か希望する機種によって差が出るんじゃないんですかと思うんですけど、そこはいかがなんでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

各自治会に対しては、補助金の上限額が200万円でございますので、おおむね20万円程度で欲しいものを教えてくださいというふうな形でさしてもろてます。で、今回、ポータブル電源、いわゆる発電機、蓄電池をメインにやっておりますけども、今までこのコミュニティ助成を利用して、既にもう電源が整備されてるところもございますので、その地区

については別途違うものを要望していただいたりとかしております。前回小さいやつを頂いて、今回も小さいやつとか、いや、大きいやつのほうがいいのか、その辺は過去の自治会側が整備、自治会側で持ってもっている備品を参考に整備のほうをさせていただいてますので、よろしくお願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ一応、上限額は設定されて募集されたということですよ。それはあれなんですけど、じゃあ過去からそうやって備蓄というかポータブル電源の整備は各自治会さんでも既にやっているとところもあったりとか、で、さらに上乘せしてたりとかいうことでしょうか。そこら辺はその各自治会の地域の住民さんの人数とかに一応、過不足じゃないですけど、「この自治会、すごい多いやん」というか「人数の割にすごい電源量、多くなってるやん」とか、「こっちの自治会さん、逆に人口の割に供給できる電源量、少ないん違うん」みたいな、そこら辺の何か電源供給的なバランスはいけてるんですか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

自治会に対しましては一律20万円程度というところでお願いするところでございますので、人口割等については考慮はしておりません。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと聞き方が悪くて。金額的な部分じゃなくて、実際に各自治会さんが持っている今の電源のね。そういうポータブルの災害用の電気の備蓄の部分で、この自治会は自分ところの地域住民の数にふさわしい、あるいは過大な供給できてるけど、「この自治会さんは足らんで」とか、「まだ人口を満たせる分の電源供給としては足らんで」とか、その電源供給的なバランスというんですか、金額とかじゃなくて、一応住民さんの、災害時の住民の求める電源量に応じた量は配備できてるのかと、そこなんですけど。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

そこまで考慮してはやってないです。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、もしかしたら自治会によっては、きちんとそこら辺考えて整備してる場所は結構何か十分なね、発電のそういう備えができてるけども、そうじゃない自治会も、もしかしたらあるかもしれんというところですね。であれば、ちょっとそこら辺はそちらの危機管理課さんのほうでもどのぐらい供給のバランスというんですかね。やっぱり住んでる地域、入ってる自治会によってそういう災害時の電気の供給とかね、損得じゃないですけど、そんなも入らんで、またチェックとかできるんやったらしてもらえたらなと思うんですけど。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

私どものほうでは一定、どの地区も必ず蓄電池もしくは発電機を整備することによって、一定住民さんのほうが携帯電話とかの充電を通じて、災害時の情報等を得れるようにというふうな思いで整備させていただいておるところでございます。議員おっしゃるように人口に応じてというふうなところも1つの考えだとは思いますが、まずは各地区に平等に、要は電源を入手できるステーションをつくりたいというふうなところで整備させていただいておりますので、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

住んでる自治会に損得とかないように、できるだけ電気の配備もしていただけるように

お願いします。

あと、もう1個ね、ちょっとさっき聞き忘れたんですけど、集金の債務負担ありましたでしょう。集配金か。業務委託のね。これって毎年、6月か9月議会とかで上がってましたっけ。

会計管理者兼会計課（春日正人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

春日課長。

会計管理者兼会計課（春日正人課長）

はい、去年度も6月議会のほうで上げさせてはいただいております。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ例年上げていってるのですね。

会計管理者兼会計課（春日正人課長）

そうです。

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい。分かりました。ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません。財政のところでなんですけれども、55ページの基金繰入金、財政調整基金繰入金を6,967万6,000円取り崩して、それを、福祉文教のほうもあれば総務もあるんでしょうけれども、総務関係ではこのうちどこにこれ一般財源で、電子計算費のほうとかに回って、ほか、総務関係でその崩した分でどこに回っていらっしゃるのかなどいうのをちょっと、すみません、教えていただきたいんですが。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

すみません、財政調整基金につきましては、総務事業、福祉文教問わず、国費とか府費、その他特定財源、収入するもの以外と歳出との差額を埋めるという形でございますの

で、資料上は見ていただく部分としては各事項別明細書で一般財源という欄がございますので、そこらのが全て財政調整基金繰入金という考え方でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。あと、もう1点だけ、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

先ほどのデジタル田園都市国家構想の交付金なんですけれども、これはメニューがいろいろあるかと思えますけれども、何か条件とか、こういう計画書を出さないといけないとか、何かそういう制約とか縛りとか、そんなものはありますでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

基本的に1つございまして、これはいわゆるマイナンバーカードの申請の状況を1つの判断基準としているところではございます。これにつきましては2023年、今年1月末現在でマイナンバーの申請の住民に占めるパーセントですね。これが53.9%以上あることというのが1つ縛りでございます。

この53.9%、一体何かなというのは、これは当時のいわゆる全国平均ですね。これは2022年12月1日、8日なんですけれども、の全国平均の数値、これを出しまして、これを超えるかどうかを1つの基準としてございます。なぜかというところは、そこは分かりませんが、国としては一定基準を設けて、予算的に限りがあるということもございましたので、ここを1つのポイントにしていると。これが1つの基準になってございます。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

縛りというか基準ですね。ということであって、何かこういうことを今後していきますという計画なりを出すとかいう、そういったものではないということですね。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

特にそのようなものはございません。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員、よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

討論ないようございますので、続きまして採決を行います。

お諮りいたします。議案第30号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件について、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

その他、理事者のほうで何かございますでしょうか。

(なし)

委員長（松井匡仁議員）

では、議員さんのほうで、総務事業常任委員会に関することで、他にございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。簡単です。

委員長（松井匡仁議員）

じゃあ是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

すみません。実は防犯カメラの設置に関しての団体、自治会等団体への補助金に関してなんですけれども、年間の予算が60万円しか当初予算、組まれてなくて、大体4団体とか4件分しかないんですけれども、今年は申請がちょっと多めで、4件で済まなかったということなんです、で、住民の方からやっぱり防犯上つけてほしいという要望があって、自治会も5月31日までに言ってくださいということで、それまでに言ったんですが、もう4件来てるからあきませんと、5件目のところは次の年度につて回されるということなんです、やっぱり1年間ね、防犯上ちょっと物騒やからつけてほしいというところについて、1年間待つというのは。

で、その地域は去年から中学生、いや、高校生ぐらいの子が7～8人たむろ、ちょっとお留守のお家でいうところがあって、自転車もいっぱいたまってますけども、ナンバープレートついてない原付が2台ほど止まっていて、それでうろろろするみたいなんです、地域的にやっぱり不安があるので、抑止的に防犯カメラありますよと、つけてもらおうと近所の人も安心やということで、そういう事情で出されてるということで。

当初予算ね、もう使ってしまったら補正予算、先ほどのヘルメットのように必要であればやっぱり補正予算組むということをしていただくというのが普通かなと思うんですけれども、今回この防犯カメラについて、補正予算を組んで対応していただくというふうにしていただけないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

防犯カメラでございますけども、4月の自治会長会議の中で案内のほうさせていただきまして、今年度については早々に4台申し出を頂きました。議員が先ほどおっしゃったように追加でもう1台設置させてほしいという、町、自治会のほうがあったんですけども、

その自治会長さんにつきましては私どものほうから、先にもう4台聞いているのでというところでお話しさせていただきまして、来年度というところで一定、それは仕方ないなというふうなご理解もいただいているというふうな考えておるところでございます。

で、議員のほうから補正予算の計上というご意見を頂いておるんですけども、確かに住民の安全・安心の確保に向けた取組は重要だというふうな考えておるんですけども、設置要望があるたびにちょっと補正予算を計上するというのはなかなか難しいというふうな考えているところでございますので、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

件数限定で募集したりとかいうことでは当初なかったと思いますし、制度として要綱でしたかね。要綱で制度としてつくっているということなので、予算、使い切ったらもうありませんというものなのかなと。制度としてしている分ですね。もう最初から、何でしたっけ、建築、特定空家を壊す際の補助みたいに何件までとかいうふうな募集の仕方をしてるものとはちょっと違って、何件までですとかいうふうな、そういうことではなかったというものであるし、あと制度としてやってますよということなので、当然予算がなくなったら補正予算組む。それと、あと防犯ということですので、1年待つというところを待てるものかどうか、ちょっと地域の方の安全・安心を確保しようと思ったら、やはり1件15万ぐらいですので、もう少しね、補正予算ちょっと組んでいただいて対応していただくということが、本当にこれから夏に向けて青少年の健全育成ということもありますし、そういった点でやはり補正予算的に対応するということが必要ではないかなというふうに私も思うんですけども、その点についてはちょっと公室長さんね。補正予算ね。そういう財政のところということですので、補正予算ね、組んで対応することもちょっと1つ検討もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

先ほど小倉課長からも答弁ありましたけども、年間、4台程度を当初予算で組みさせていただいております。確かに防犯カメラについては防犯上の一助になるわけでございます。それだけではなく、防犯パトロールにつきましては警察のほうと連携しながらさせていただきたいと思いますので、予算につきましてはこれまでどおり自治会さんに待ってもらっ

た経緯もございますので、ちょっと補正については難しいというふうに思います。よろしくお願いたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

柔軟に対応するということが必要で、15万円ぐらい何とか柔軟に対応することができるのではないかなというふうにも思うんですけども、その同じ款項目、いろいろありますけど、そういった関連してできるというお金もないんでしょうか。15万円の余裕もないんでしょうかということ。

委員長（松井匡仁議員）

質問ですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

お金もないんですかというので。

町長公室（立花武彦公室長）

一応、当初予算で認められてる分は、これに使いなさいということで予算上、上げておりますので、それを、何がなくなったらこれに使うとかという予算ではございませんので、しっかりと当初予算、上げた分については、正しく適正に執行していくというのが原則でございますので、よろしくお願いたします。

委員（是枝綾子議員）。

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら補正予算で対応すると。補正予算いろいろね、補正予算でこんなん出すのというふうなのも、ほかいろいろ出てるのに、ここ、これは補正予算出しませんという、で、制度としてやってるのにね。ヘルメットはちゃんと補正予算でこうやって出てきてるのに、なぜこれは補正予算組めないんだろうかという、そうですね。制度としてきちっとあるということで、対外的にもして、補助金制度ですんでね、やっぱり対象者限定というかね、先着順とかいうことで、終わったらもうないですよということは、本来の目的ですね。その要綱にも目的書いてあると思いますけど、やっぱり安全・安心というところを保とうと思ったら、1年安全・安心待ってくださいということではなく、即対応というんです

かね。年度内に対応するというのが本来ではないかと思えますけれども、補正予算、ちょっと検討していただきたいということで、今ここでお返事を頂くというつもりはありませんので、できないということであれば、安全・安心ということを1年待っても大丈夫ということ忠岡町が言っているということで住民に説明をするということになりますので、ちょっとそれはどうかなと思えますので、ちょっと補正予算なりの対応をしていただきたいということで、検討をよろしくお願いします。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

防犯カメラは防犯上の一助になります。ただ、それだけではございませんので、パトロールも重要でありますので、その辺は警察のほうにも連絡しながら、不審者が多いところを重点的にパトロールしていただきたいというふうには申し入れしていきますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

議案ではございませんのでこの辺で、また。

委員（是枝綾子議員）

ぜひちょっと検討していただきたいということで、住民の方も切に願っておりますということなので、よろしくお願いします。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑、何かございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません。ちょっと、もう終わってしまってる議案の説明で申し訳ないんですけど、さっきの町税条例の絡みで、22号ありますね。議案第22号。おとつい、もう採決終わってるやつね。専決処分やったやつなんですけど、これ、すみません、私は、私の勝手な認識なんですけど、たしか全協のときの議案説明で、何か「法改正に伴う条ずれです」っておっしゃってたような気がするんです。それで、確かに内容を見ててもそうやなと思ったから、条ずれですねということで流してたんですけど。

で、さっきちょっと局長にも確認したら「そこまでは分からない」ということやって、この議案の説明資料を見てても正直分かれへんかったんで、もう1回確認なんですけど、これ、実際町の条例の中で、実際制度自体、いじってるというか変えてるんですか、条ず

れ以外に。ちょっと一部変わってるなと思うところもないことはないんですけど。一応改正による影響、特になしって書いてるから、いじってるんやったら影響ありますよねと思って。もし条ずれ以外にね、条例の中で制度自体をいじって変えてるんです、改正してるんですというところがあるんだったら、ちゃんと説明、ざっくりでも結構ですけど、していただいて、本当に住民に影響ないんかどうかは教えていただきたいんですけど。

委員長（松井匡仁議員）

すみません、答弁の前に。このまま12時を回りそうなんです、委員の皆さん、理事者の皆さん、このまま続けていってもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

勝元議員が町税条例の一部を改正する条例の議案第22号の中で、住民さんに影響のあるところなんですけども、マンション、特定マンションの分が一応、2年の間にマンションの耐震ですかね、大規模改修を行えば一応3分の1減額するとなっております、で、この分についてはちょっと実際これから申請があるのかどうかはちょっと分からないところでしたので、影響がなしというふうに書かせていただいたんですけども。

委員（勝元由佳子議員）

そういう意味じゃなくて、委員長、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

その改正の中身は分かるんですけど、それが法改正でいじってる内容なのか条例でいじってるのかって聞いてるんです。どっちで改正してるんですか。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

法改正でございます。

委員（勝元由佳子議員）

ですよね。じゃあ、委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、やっぱり条例のほうのずれの改正だけで、大本の改正は法改正でやってるだけでしょう。そういう意味ではもうあれでしょう。そういう意味で影響なしということではないんですよね。分かりました。いや、ちょっと、この資料はね、さっきも言いましたけど、条例改正の中身と法改正の中身と一緒に becoming 分かれへんかって、私は勝手に、もう条ずれだけやなって解釈してたんですけど、先ほどの30号か、ごめんなさい、29号かの説明とか聞いてたら、ちょっともしかして私の認識が間違えてて、採決してしもたかなと思ったんで。分かりました。

あともう1件ね。あと、これもちょっとおとついで採決終わってるんですけど、教育のほうの事故繰越しの件なんですけど、教育のほうにはもう関係ない部分として、私、公室の部局、町としてどうなんだという質問さしてもらって、そのままちょっと公室長さんの答弁が「うん？」って思ったんで、後で確認さしていただいたんですよ、公室部局に。そして何か変更契約の手続きしてとかって後からちょっと出てきたんで、その確認さしてもらいたいんですけど、結局のところいつ、その業者が「4月、超えるで」って言うてきて、いつ、教育の生涯学習課か、担当課のほうから総務課、公室部局のほうに契約変更をしたいとか、そういう手続きが上がってきたんか、ちょっと時系列を教えてくださいたいんです。

というのと、時系列と、最終その「ええよ」って認めたの、誰の決定か。公室長なのか課長なのか、それとも町長、副町長レベルで決定判断したのか、誰の決裁、決定なんか、教えてくださいいただけますか。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員、これは本来、福祉文教の案件でございます。

ですので、立花公室長、答弁されるということでございましたら、できる限りこの総務事業常任委員会に関係するところでの答えをお願いいたします。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

契約の手続きの部分ですね、答弁させていただきます。3月の下旬に業者の方と打合せをしてですね、そのときに年度をまたぐというところでお話があったと。で、契約の部門のほうに変更しなければならないと連絡があったのが4月の4日にごございました。これをもって事故繰越しの手続きをしないといけないと。また、変更契約の手続きをしないといけないということになりましたので、最終、町長にも報告して町長の決裁を頂いて変更契約をし

たというところがございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、そこでちょっと、ほんまはこの間の本会議のときにきちんと説明の答弁していただきかったんですけど、私があのとときに聞いたのは、担当部局、職員レベルでポカしたりミスしたり、不正も含めて変なことやったとしても、それは町として、公室部局ですよ、中枢部局としてそれを認めるのかっていうところで聞いたんですよ。で、後になってそういうことをおっしゃるでしょう。

で、本来やったらね、やっぱり担当部局がどうあれ、町の中枢、町としてはそんなもん認めないと。特に今回、業者さんのね、契約違反の申し出じゃないですか。だからそこは本来、契約主管課で町のそういう綱紀肅正じゃないですけど、規律を正す公室部局としては、そんなんあかんと、契約変更というのは本来、不可抗力的に避けられへん突発的な事情とかやったら認めれるけど、そんな業者側の契約違反の申し出で契約変更なんて認められへんぞとか、本来やったらちゃんと規定に基づいて総務がするんか何かあれですけど、契約の損害金の請求するとか遅怠の損害金請求あるでしょう。とか、規定見たら契約保証人に対して工事の履行請求をするとか、本来町が取るべき手続あったのに、何で公室部局の町長のほうでこんなもの認めたんかというところをね、私は聞きたいんです。担当部局がポカしたのはしゃあないと思いますよ。町としての判断です。やっぱり組織のマネジメントというところで私は聞きたいんです。こんなもの認めるんかというところで聞きたいんです。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

はい。

町長公室（立花武彦公室長）

契約につきましては一応工期がありますので、工期内にさせていただくと、これが原則でございます。ただ、やむを得ない事情とかございましたら、期間なりとか変更の金額とかやりますので、この分については担当課のほうでやっていくというところがございますので、よろしく願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

そういうことじゃなくて、委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ最終、これ入札案件やから、契約変更の手続って公室部局のほうでやってるでしょう。担当課のほうで勝手にできないじゃないですか。その契約変更の内容が、今言うたみたいに、掘ったら予定外の埋設物出てきたとか、それこそ風水害が出てきて遅延したとかやったら分かるんですけど、そもそもでけへんって最初に言うてるわけじゃないですか。期限までに工事でけへんでって業者が言うてきてるから変更してるでしょう。それやったら仕様書のある意味がないから言うてるんですよ。そんなん、契約変更でそんなこと認めたら、そもそも発注時に仕様書が存在する意味がないから、こんな手続を町として認めるのはどうなんだというところを聞いてるんです。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

一応、契約担当課につきましては、入札してからですね、入札行為するまでを総務課のほうでやっておりますので、その他の工事の内容の打合せ等については、各原課、原課でやっておりますので、その部分で期間が延長になるなりすれば総務課のほうに変更の手続の申請が出てくるということです。

委員（勝元由佳子議員）

上がってくるでしょう。

町長公室（立花武彦公室長）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

そのときにですよ。だから言ってるのは。中身を見て「あかんやん」って何で言えへんのって、そこなんです。

町長公室（立花武彦公室長）

いや、そのときにはもう終わってたということでございますので。年度をまたいでたということなんで。

委員（勝元由佳子議員）

もう既にやってしまってるからということ。

町長公室（立花武彦公室長）

はい。期間が過ぎてますので。そういうことでございます。

委員（勝元由佳子議員）

それでも、委員長、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

繰り返しになりますけど、やってしまってるのはあれですけど、結局、業者が初めから受注しておきながら、契約違反を申し出てきてるからこんなことになってるわけじゃないですか。そこを私はペナルティー課さないのかというところを聞いてたんですけど、課さないって言うてたでしょう。そこなんです。そんなん町として認めてしまったら、今後受注業者が町に仕様書と違う発注時になかった条件、勝手に言うてきて、町がのむという前例、これつくってしまってるから、そんなもの町として認めてどうなんだと言うてるんです。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

はい。

町長公室（立花武彦公室長）

こちらのほうは契約手続のことしかやってませんので、その当時の内容の話までは私は把握してませんので、どういったいきさつ。そこはちょっと答弁、控えさせてもらいます。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。もうこれ以上、今のお話、答弁のとおりでございます。また教育委員会のほうに個別でお問い合わせください。

他にございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、これで総務事業常任委員会を閉じます。

閉会に当たりまして、町長よりご挨拶をいただきます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

慎重にご審議、ありがとうございます。いろいろな面でちょっとややこしい面が出たところ、お許しいただきたいと思います。

また、コンビニ交付のいろいろなサービスについては、府下でも我々ちょっと遅れ気味というんですか、べったから勘定やったら何番目かという、べ2かべ3か忘れましたが。ということで、これはもう世の流れというところで、なるべくこうなった以上、トラブルのないように頑張ったいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思

います。

また、本会議のほうでもご賛同いただきますようによろしくお願いいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にご苦勞さんでございました。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

以上で総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日はご苦勞さまでございました。

（「午後0時07分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年6月16日

総務事業常任委員会委員長 松井 匡 仁

総務事業常任委員会委員 河瀬 成 利